健康保険料事業主負担の転嫁に関する規範的考察

台　　豊

１．はじめに
　１－１　本稿の課題と射程
　１－２　本稿の構成と結論
２．健康保険料事業主負担の法的性格
　２－１　類型の設定
　２－２　立法者意思
　２－３　裁判例
　２－４　学説
　２－５　各説の評価
　２－６　結論
３．転嫁の規範的評価

１．はじめに

１‐１　本稿の課題と射程

社会保険料の事業主負担について，企業課税と同じく，労働者や消費者など事業主以外の経済主体への転嫁が生じていることは明らかである。この事業主負担の転嫁について，従来の社会保障法学においては，少数の例外[1)]を除き，転嫁が生じているという事実が紹介されることはあっても，その規範的評価，すなわち，それは規範の観点からみて積極的に望ましいものであるのか，許容されるものであるのか，あるいは政府の介入により阻止（せめて制約）すべきものであるのかについて論じられることはほと

んどない。本稿は，このテーマに取り組むものである。

この課題について結論を得るためには，まず社会保険料事業主負担の法的な性格を確定する作業が必要となる。なぜなら，仮に事業主負担の法的性格をある論者が主張するように「労働者の貧困＝生活問題を創出する資本による損害補償」ととらえるならば，その転嫁（特に被保険者への転嫁）は阻止すべきこととなる[2)]など，転嫁の規範的評価は，事業主負担の法的性格の把握に依存するからである。したがって本稿においては，この「事業主負担の法的性格」の解明に，相当の記述を充てることとなる。

また，この課題の検討に当たっては，医療保険，年金保険，雇用保険，労災保険といった制度ごとの考察が求められるのはもちろんのこと，さらには健康保険法（以下「健保法」と略す。）一つとっても，最も典型的な被保険者である強制被保険者について同法161条１項に基づいて事業主が負担する50％相当分以外に，同法162条または163条の規定に基づいて事業主が50％を超えて負担する分，任意包括被保険者に係る事業主負担分などについても漏れなく考察することが本来，必要となる。しかしながら本稿においては，検討の第一段階として，代表的な社会保険制度である健康保険制度において，被保険者の最も基本的な類型たる強制被保険者につき，事業主が同法161条１項に基づいて負担する50％相当分（以下「健康保険料事業主負担」という。）に限定して検討を加えることとする[3)]。

さらに，保険者間の財政調整が大規模に行われている現代にあっては，事業主負担中，他の保険者の給付のために拠出される部分についても相当な考察が必要となるが，これも本稿の検討対象からは除外する。この問題に関する考察を正確に行うためには，まず拠出前の状態における（もしくは専ら自制度の給付に充てられる部分の）性格を定めることが“ものの順序”として妥当であろう。本稿はこの部分に考察を集中し，十分な検討を行うことを目的としたい。なお，本稿の射程外に置いた上記諸論点のうち主なものについては，「社会保険料事業主負担の法的性格の解明」というテーマの下，別稿において引き続き論じることを予定している。

1 - 2　本稿の構成と結論

本稿の構成と結論は，以下の通りである。

まず，転嫁の是非を判断する前提として，健康保険料事業主負担の法的性格の解明に取り組む（２節)。具体的には立法者意思，裁判例および学説を通覧，分析し，その結論として健康保険料事業主負担を，「公用負担の一種たる受益者負担金」，および「受益者負担金的性格を有する目的税」のいずれにも該当しない，「非典型の受益者負担」と解すべきことを述べる。

次いで，２節での検討に基づき，転嫁の是非について考察する（３節)。結論として，各種の経済主体への健康保険料事業主負担の転嫁は，健康保険制度から生じる外部的便益の転嫁に相伴うものとして，行われるべきものである旨を述べる。

２．健康保険料事業主負担の法的性格

2 - 1　類型の設定

本節では，健康保険料事業主負担の法的性格について，立法者意思，裁判例および学説の述べるところを通覧，分析の上，結論を得る。以下に述べるように学説等の理解は多岐にわたっており，通覧は容易ではない。したがって，これらの把握および評価を容易にするためには，予め類型を設定しておく方が便宜であろう。以下に５つの基本的な類型，および若干のバリエーションを提示する。

(1) 原因者負担説

これは，被保険者・被扶養家族の傷病について事業主側にその原因があるとし，事業主負担を補償ないし賠償と位置づけるものである。この原因者負担説のバリエーションとして，費用負担の責任主体を，単に「事業主」としてではなく，階級としての「資本」の総体としてとらえる，「資本責

任説」と称すべき説が，マルクス主義法学の立場から唱えられている。

(2) 受益者負担説

これは，事業主が健康保険制度の運営から生じる外部的な便益を享受しているとし，事業主負担をその受益に応じた負担と位置づけるものである。従来の行政法学および租税法学の成果を前提とすれば，「公用負担の一種たる受益者負担金」，またはこれと同様の性格を有するものの，「受益･･･の程度を個々人ごとに特定できない」といった理由から，租税として構成される「受益者負担金的目的税」[4)]への該当が，さしあたり想定される。

(3) 賃金説

これは，事業主負担と被保険者負担の間に法的な性格の違いを認めず，事業主負担なるものは，実質的には賃金の一部であり，名目上の賃金額に含めないで事業主から直接に徴収するという形式をとっているにすぎない，とする説である。この賃金説のバリエーションとして，「低賃金補填説」と称すべき説が，マルクス主義法学の立場から唱えられている。これは，名目上の賃金が事業主ないし資本によって不当に抑制されているという規範的非難を前提とし，事業主負担を，この不当に抑制された名目賃金を補填するものととらえる説である。

(4) 連帯説

これは，事業主と被保険者の間において，相互にまたは一方的に扶助すべき法的義務を発生させる連帯関係が存在するとし，この連帯関係に由来する義務として事業主負担を説明する説である。

(5) 企業課税（賃金税）説

これは事業主負担を，事業主による賃金の支払いに担税力の存在を認めて課税する賃金税（payroll　tax）ととらえる説である。なお，この説をとった場合であっても，上記の⑴原因者負担説，⑵受益者負担説，および⑷連帯説との関係においては，賃金の支払に担税力を認めつつ，事業主が原因者であること，受益者であること，または連帯関係にあることを理由に賦課する租税として健康保険料事業主負担を構成することが可能で

ある[5]。

2-2　立法者意思

健康保険料事業主負担の法的性格に関する立法者意思は，どのようなものであったのだろうか。これを探る手掛かりとして，次の３つがある。第一は，健保法の制定過程，具体的には健康保険法案要綱が諮問された労働保険調査会[6]および健康保険法案が審議された第45回帝国議会における当局の公式の説明である。第二は，これらの要綱および法案の起草や法の施行に携わった当局者による説明である。第三は，当局との協力関係の下，立法の準備や労働保険調査会における審議に関わった学識経験者による説明である。これらについて，順次みていくこととしたい。

2-2-1　制定過程における当局の公式説明

健保法制定過程において当局が立法趣旨の説明を公式に行ったものとしては，①労働保険調査会における山本達雄農商務大臣の挨拶要旨（1921年12月16日），②同じ場における四条隆英工務局長の説明要旨，③衆議院本会議における田中隆三農商務次官による健康保険法案の提案理由説明（1922年３月13日），④貴族院本会議における同じく田中次官による提案理由説明（1922年３月15日）が残されているが，このうち，健保法における事業主負担の立法趣旨を具体的に述べているものは，②である。そこで，四条は次のように述べている。

「この費用の財源は保険の利益を享受する労働者およびその事業主をして共同して負担せしむるを条理とし･･･」

この四条の説明において，「保険の利益を享受する」という語が，「労働者」のみにかかるのか，「労働者およびその事業主」の双方にかかるのか必ずしも判然とせず，彼のいう「条理」の内容の確定は難しい。

仮に「保険の利益」を，「保険によるリスク分散の恩恵」の意にとるならば，四条は事業主負担については何も「条理」を述べていないこととなる。

他方，負担の「条理」を説明している以上は，事業主が負担すべき条理についても論じていると解し，「保険の利益」を広く「健康保険制度の利益」の意にとるならば，①当該説明に先立つくだりで，四条は「労働能力を恢復するの期を早むるの結果を誘致し，産業経済上利とすべきものすこぶる多し」（下線筆者）と述べていること，また上記４つの説明において，当局は常にこの産業上の利益を繰り返し強調していること，②後述の通り，社会保険制度に関する調査研究および健保法施行に大きな役割を果たした清水玄が，事業主を「間接の受益者」と位置づけて事業主の負担義務を説明していることから，四条は事業主負担の「条理」を，間接的受益者ゆえの受益者負担と説明していると考えることもできる。いずれの解釈をとるべきか，残されている資料から確定することは難しい。

2－2－2　当局者による説明

(1) 熊谷憲一

健保法制定に立案当初より参画していた熊谷憲一は，同法における事業主負担の根拠について，次のように説明している（熊谷（1926）pp.426-427,熊谷（1935）p.631）。

a　健康保険は業務上の事由による傷病をも対象としており，この点については事業主が賠償責任を負うべきこと

b　業務上の事由によらない傷病についても，労働状況，工場設備等の事由により健康を損い，罹病しやすい素質を作る一大原因となること

c　労働能率を増進し産業上好影響を来たすこと

d　労使間に円滑な協調を保ち得ること

e　従来より，事業主が単独で，または共済組合を組織して労働者の傷病に対し救済を行ってきたこと

このうちａについては，労働者災害補償保険法（以下「労災法」と略す。）の施行（1947年）に至るまでの間，健保法が業務上の傷病をも対象としていたことによるものであり，現行健保法に妥当しないことはいうまでもない。

ｂは原因者負担説を述べている。ただし熊谷は，別の機会に外国の立法例を紹介する中で，業務外の事由による傷病の例として「紡績女工の肺結核，船員の脚気，建築労働者の神経痛，関節炎」といったものをあげており（熊谷（1929）p. 299），現行労災法の解釈からすると業務上とされ得るものも，業務外の傷病として原因者負担を正当化している可能性があることに注意を要する。

ｃおよびｄは受益者負担説を述べている。ｅすなわち，事業主が任意で救済を行ってきたといういわば経緯論は，そのままでは，事業主負担を根拠づける規範的理由にはなり得ないが，健康保険制度が整備されることにより，福利厚生のための事業主の費用負担が軽減されるという受益が発生することを考慮すれば，受益者負担説に含めることも可能であろう。

(2) 清水玄

健保法の起草者ではないが，熊谷同様，早くから社会保険に関する調査研究に従事し，健保法施行に中心的な役割を果たした清水玄の説明は，立法者意思を推察する貴重な手掛かりといってよい[7)]。

清水は，まず健保法制定の翌年である1923年に上司（内務省社会局第二部長）の命により，『健康保険法釈義』と題する解説書を著している[8)]。同書において，清水は事業主が保険料を負担する理由として，次の６点をあげる（清水（1923）p. 188）。

ａ　業務上の傷病については，事業主がその責任を負うことは在来の立法例であること

ｂ　業務外の傷病についても，当該事業の設備，労働状況等が被保険者の健康を損いやすい素因となることがあること

ｃ　従業者の健康保全は労働能率の増進を来たし，事業経営上利益がある

こと

d　従来より事業主が共済組合への出捐などの「救済施設」を行っていること

e　外国の立法例においても，通常，事業主の拠出が行われていること

f　労使協調に効果があること

ここでの清水の説明は，eの外国の立法例への言及（これは規範的な理由とはいい得ない）を除いて，上記熊谷の説明とほぼ同じものとなっている。

次いで清水は，1929年に末弘厳太郎の編になる現代法学全集の一書として『健康保険法』を上梓している。「本全集の趣旨に鑑み茲には単に法律解釈学の方面より見たる健康保険法に付執筆する次第」とした同書において，清水はまず健保法の目的について，「直接には健康保険の利益を享受する所謂被保険者の福利を増進すると同時に，間接には其の被保険者を使用する産業の進展に寄與する所あらんことを期する施設･･･である」と述べた上で，保険料の賦課について，「保険料を徴収する所以のものは本制度の性質上被保険者及事業主共に直接又は間接の受益者として相當の出捐を為すことが理論上當然である」とし，事業主負担を，健康保険制度の間接的受益者としての負担と位置づけている（清水（1929）pp. 281-282, p. 290）。

このように，1923年に5つ（ないし6つ）の理由をあげていた清水が，何ゆえに1929年に至って受益者負担説一本に絞ったシンプルな説明に転換したのか，この点は分明ではない。

2-2-3　学識経験者（森荘三郎）

法案要綱や法案の起草者ではないが，早い時期より立法の準備作業に関与し，後に労働保険調査会の委員として法案要綱の審議に深く関わった学識経験者として，森荘三郎がいる。森は東京帝国大学経済学部で保険学を専攻する研究者ではあったが，法学博士として，『健康保険法解説』と題

する解説書を著している[9)]。そこで彼は，健保法における事業主負担の根拠として次の３つをあげている。（森（1924）pp.189-191,p.201）

ａ　（工場法および鉱業法に基づく事業主扶助義務の対象となる業務上の事故のうちには）「労働者自身も多少の責任を負ふて然るべしと認められる場合が無いでもない。次に業務外の事故には事業主扶助義務は認められて居ないけれども，実際は之に対して事業主も責任を負はなければならない事情が少なくない。」

ｂ　「また分娩に関して産前産後の休養を要することは勿論であるが，斯くの如き事情の発生は本人のみならず，雇主と雖も女子労働者を使用して居る以上は当然予期すべきことであり，其の救済に関し一部の負担に任ずべきは当然であろう。」

ｃ　「凡そ事業主に保険料を負担せしめる理由は色々あるが，其の理由の一部は，事業主が労働者を使用して生産を為さしめ，之に依て利益を得るにより，その利得に対し労働者使用税の意味を以て保険料を負担せしめるのである。」

ａは，業務上，業務外それぞれの傷病について，労働者側，事業主側双方の要因が競合して生じる場合があることを指摘し，よって業務外の傷病についても事業主が原因者として費用を負担すべきことを述べたものであり，原因者負担説を述べているといえる。ただし，森は後に著した『労働保険』において，「強制的健康保険」の「欧州に於ける法制の大意」について述べる中で，「現今の法制に於て業務上の災害と名づけて事業主に扶助義務を課して居るものは，極めて明瞭な一部の傷病だけであつて，其の外に之に準じて取扱はるべきものの甚だ多いことが判る。之れ雇主が健康保険の費用の一部を負担する所以である」としており（森（1926）p.47），さきに熊谷について指摘したのと同様，森もまた現行労災法の解釈からすると業務上とされ得るものを業務外の傷病に含めて原因者負担を正当化している可能性があることに注意を要する。

ｂの解釈は非常に難しい。江口隆裕は「予見可能性の存在が民事上の過

失責任を基礎付けるのと同様に，事業主の予見可能性を媒介として事業主負担が基礎付けられるという意味で事業主負担の法制的な根拠としての意義を有する」（江口（1996）p.110）とする。しかし，民法上の不法行為等において論じられる「予見可能性」とは，あくまで自己の行為が原因となって生じる結果の予見可能性であり，単に「予期が可能」というだけでは，事業主の行為とは因果関係のない結果に関する帰責の根拠とはなり得ない。事業主の事業活動が原因となって，その使用する女子労働者の分娩という結果が発生することは，（通常の職業においては，ほとんど）あり得ないことであり，森のいう「予期すべきことであり，其の救済に関し一部の負担に任ずべき」責任なるものと，民事法上論じられる予見可能性に基づく責任は，全く異質のものである。森の立論の趣旨をさらに深く探る術はもはやないが，ここに記されている限りのことを前提に判断するならば，「予期すべきことであり，其の救済に関し一部の負担に任ずべきは当然」との説は，少なくとも法的な議論としては成立しないといわざるを得ないであろう。

ｃの解釈も難しい。事業主が労働者の使用により利益を得るがゆえに，その事業活動に伴って生じた損害に対する賠償ないし補償を行うものという「報償責任」の意に解するならば，これは原因者負担説を述べていることとなる[10)]。それに対し，労働者の使用による利益に担税力の存在を認めて賦課するものととらえるならば，これは企業課税（賃金税）説を述べていることとなる。この点においても，残念ながら，森の趣旨をさらに探る術はもはや残されていない[11)]。

さて，森は，上述の『労働保険』において「強制的健康保険」の「欧州に於ける法制の大意」について述べているが，そこでは「雇主」の負担の根拠について次の４つをあげている（森（1926）pp.46-47）。

ａ　健康保険制度による労働者の健康の保全，労働能力の保持，労働能率の向上による利益を，雇主も享受すること

ｂ　傷病の原因として職業が大いに関係を持つこと

c　業務上災害に対する短期間の扶助を，取扱いの便宜から健康保険の負担に移している法制が多いこと
d　一般の労働者の幸福増進を目的とする施設（事業）に対する雇主の協力は，「道徳上の要求」であること

これを森（1924）に著されていた，わが国の健保法における事業主負担の根拠に関する説明と比較すると，

① 森（1924）に述べられていなかった受益者負担説が，こちらでは冒頭（a）で提示されていること
② dが「雇主」の政治的または社会的義務として述べられているのか，法的義務として述べられているのか明らかではないものの，連帯説の原型ともいえそうな根拠が提示されていること

の２点において，非常に興味深いものがある。しかし，両者の説明をいかに調和させることができるか，これもまた今となってはその追究は困難である。

2－2－4　小括

以上にみた制定過程での当局による公式の説明，および熊谷，清水，森による説明から，健康保険料事業主負担の規範的性格に関する立法者意思の確たる内容を見出すことは難しいが，少なくとも次の２つのことがうかがえるといえよう。

① 当局者（熊谷，清水）の念頭には，原因者負担説および受益者負担説があったこと
② 原因者負担説が前提とする業務外の傷病の中には，現行労災法の解釈によるならば，業務上とされ得るものが少なからず含まれている可能性があること

2－3　裁判例

被保険者負担とは対照的に，健保法における事業主負担に関する裁判例

は少数に限られる。

2－3－1　横浜市健康保険組合事件

健保法における事業主負担の法的性格について正面から論じたものとして，横浜市健康保険組合事件（横浜地判平成10年9月16日判自187号86頁）がある。原告たる横浜市住民が，横浜市健康保険組合が規約によって事業主（横浜市）の保険料負担割合を50％を超えるものと定め，当該規約に基づいて事業主負担が支払われていることを違法であるとして，被告市長に対して50％を超える部分の支出の差止め，および過去に50％を超えて支払われた事業主負担相当分の横浜市への返還を求めた事案において，横浜地裁は，事業主負担につき，「保険の利益を享受しない事業者についても社会保険の相互扶助的性格に基づき保険料の負担を要請している」とする。事業主が誰とどのような相互扶助関係にあるのか，特に事業主が誰からどのような扶助を受けるのかについての説示を欠くのは残念であるが，ともかく同判決は前記類型のうち，連帯説をとっているといえる[12)]。

また同判決は，「組合の規約で事業主の保険料負担割合を二分の一を超えて定め，右負担割合に従って被告市長が保険料を支出することは，条例に基づかずに実質的に給与を支給することにほかならない」との原告の主張に対し，「事業主の負担する保険料は，負担割合が二分の一以下の部分であっても，それを超える部分と同様の性質を有するから，二分の一で区分し，二分の一以下の部分は実質的にも給与でない負担金，超える部分は実質給与ということはできない･･･事業主負担の保険料（のうちの負担割合二分の一を超える部分）が被保険者に対する実質給与ということはできない。」と判示し，50％を超える部分を含め，事業主負担は給与に当たらないとして賃金説を否定している。

2－3－2　日本液体運輸事件

この他，事業主負担の法的性格について間接的に述べたものとして，日本液体運輸事件（東京高判昭和58年4月20日労民集34巻2号250頁）があ

る。事業主が，労働組合との「協定」に基づき，健康保険，厚生年金保険，および雇用保険の保険料について，法定負担分である50％を超えて70％を負担していた事案[13]において，東京高裁は「労働者がその被用者たる資格において，各人の受ける賃金（報酬）の額に応じて保険料の一部を賃金（報酬）の中から出捐して負担すべきことが法定されているのであるから，その被用者負担部分の全部又は一部を使用者が替つて負担するときは，その代替負担部分は実質上賃金の増給とみるべきであつて，労働基準法三七条所定の割増賃金算定の基礎となる賃金に含ましめるべきものといわなければならない」としている。すなわち，70％の負担分のうち，法定分を超える20％（判決にいう「代替負担部分」）に関してはこれを割増賃金の算定の基礎となる賃金と認める一方で，法定分の50％に関しては割増賃金の算定の基礎となる賃金に該当しない，との判断を示している。

この判決は，事業主負担の法的性格を正面から論じたものではないものの，法定分を超える代替負担部分を賃金と位置づける一方で，法定分については，賃金とは異なる法的性格を有するものとし，賃金説を否定している，ということができよう。

2-4 学説

2-4-1 社会保障法学者等によるもの

(1) 吾妻説

吾妻光俊は，健保法における事業主負担について，「ここにも，社会保険の相互扶助的性格を窺うことができる」，「健康保険の社会保険としての相互扶助的性格に基き，保険の利益を享受しない事業主も，保険料を負担する」と述べており（吾妻（1957）pp. 145-146），「保険の利益を享受しない」事業主と，当該利益を享受する被保険者との間には，「相互扶助」という性格を有する法的関係があり，これに基づいて事業主負担が行われるとしている。この吾妻説は連帯説に該当する。

(2) 西原説

西原道雄は，社会保険全般に関し，「使用者負担の根拠」として「通常つぎの諸点が挙げられている」とする（西原（1963）pp.333-334）[14)]。

ａ　「労働者の生活の困窮をもたらすような事故の発生原因については雇主に責任がある。この考え方は，系譜的には，個々の使用者の民事責任の拡大から階級全体としての責任を問う方向へ発展の途をたどつてきたものである。･･･この考え方をさらに拡大していくと，一般に資本家は労働力の消耗に対して充分な補償をなすべきだという観点から使用者負担を根拠づけることになる。」

ｂ　「賃金は本来労働者（家族を含めて）の全生活を維持するに足るものでなければならないのに実際には労働力の価値以下に切り下げられており，これを社会保険給付という形で取り戻すのだから，その負担は当然資本家に帰すべきである。雇主の拠出は封鎖された（事故発生までは労働者は自由に使用できない）賃金部分を構成する。」

ｃ　労働力の維持再生産，労資関係の安定の２点において，「社会保険の実施は，使用者にとつても利益になることである」

ａ，ｂ，ｃは，それぞれ，原因者負担説（資本責任説），賃金説（低賃金補填説），受益者負担説を述べたものといえる。

(3) 荒木説

荒木誠之は，まず労働者保険（被用者保険）全般の事業主負担の性格について，「事業主は，労働契約当事者としての地位を占めることによって，労働関係上，特別の生活危険を形成させる資本の代表者として，資本の負うべき社会的責任を，給付財源への拠出という形で履行することを要求される」，「拠出義務は，事業主の個人的義務とは明確に区別された法定義務であり，むしろ資本自体の負担すべき社会的責任の一形態であるとみなければならない。」とした上で（荒木（1983）p.46），特に被用者を対象とする医療保険の事業主負担については「業務外の傷病も，その発生原因をみるとき，職場の作業環境，労働の内容，賃金水準等の労働条件と，決して無関係ではありえない。･･･資本の運動が労働関係的生活危険の形成

基盤であるところに，狭義の労働条件をこえたひろがりにおいて，資本の生活保障責任が法的に･･･義務づけられる根拠があり，社会保障法はこの論理を企業経営主体の拠出義務強制として具体化している」とする（荒木（1983）pp.71-72)。

以上の引用から明らかなように，荒木は原因者負担説の一類型たる資本責任説をとっている。

(4) 高藤説

高藤昭は，健保法を含む「社会保障法上の使用者の負担は･･･要するに使用者による被用者の生活援助が法的に強制されたもの」であり，「社会保障法上あらわれた社会連帯原理としてとらえられるもの」である（高藤（1994）p.29,p.200,高藤（2001）p.50,p.242参照）とするとともに，これに加えて，「使用者は，集団として，自己が利潤獲得のために依存する労働力の担い手としての労働者とその家族の健康保障の経費について，その負担能力に応じて一定の負担をなすべきである。これは企業に不可欠な労働力の確保の意味もあり，一種の受益者負担としても理解できるのである。」（高藤（1994）p.204）とする。また，健保法上の分娩費等について「使用者＝企業は，現代社会においてなんといっても財源負担能力をもつ存在であるから，社会連帯原理から負担がなされるべきである。しかしこの負担はとくに出生率の低下現象に見舞われている現在においては，企業の必要とする将来の労働力確保の意味－ここでも一種の受益者負担の意味－もこめられるべきである。」（高藤（1994）p.205）とし，事業主負担について，連帯説を基本としつつ，受益者負担としての性格も認めている。

(5) 遠藤説

遠藤昇三は，「社会保障法が対応すべき貧困＝生活問題は，基本的には，総体としての資本とりわけ独占資本が，創り出すものであり，それらに責任があるのである」（遠藤（1991）p.103）とし，「社会保障法は，第一義的には，貧困＝生活問題の創出責任･･･を有する独占資本＝国家に対するその損害・被害の正当な補償要求，それ故損害・被害の補償請求権･･･

なのである」とする（遠藤（1991）pp. 104-105）。

社会保障法の理念的根拠をこのような点に求めた上で，遠藤は健康保険料事業主負担を含む「資本負担の根拠」について，「第一義的には，貧困＝生活問題を創出する責任を，主として担うことから，その補償責任の財政的担保として，捉えられるべきである。」（遠藤（1991）p. 190）とし，原因者負担説中の資本責任説を主要な根拠ととらえている。

さらに遠藤は，「資本負担の付加的根拠」として，次の２つをあげる（遠藤（1991）pp. 190-191）。

ａ　低賃金や，富の不公平な分配といった「労働者をはじめとする勤労諸階層」の「社会への貢献・寄与に対する報酬の資本・独占資本による横どりを返還させる」こと

ｂ　「労働能力の再生産の一部が社会的共同的になされることが，強制されかつ不可欠である」こと

この２つの付加的根拠のうち，ａは，賃金説中の低賃金補填説ととらえることができるが，ｂの趣旨は難解である。労働力の再生産を社会共同的に行うことを規範的に義務づけるような連帯関係が存在するとの趣旨（連帯説）なのか，あるいは再生産による便益を享受する者として，他の法主体と共同して義務を負うとの趣旨（受益者負担説）なのか，これら以外の趣旨なのか，遠藤自身による理論の精緻化が求められるところである。

なお，遠藤は受益者負担説について，「副次的根拠としての意義を，肯定し得ないわけではない」が，「基本的には，政策的根拠ないしは資本に対する説得の論理でしかない」ものであり，「資本負担の根拠は，責任論に徹するべきである」とする（遠藤（1991）p. 191）[15]。

(6) 堀説

堀勝洋は，社会保険における事業主負担の根拠として，次の３つをあげる（堀（2004）pp. 58-59）。

ａ　労災事故や失業は事業主の責任で発生することが多く，その責任を果たさせる必要があり，傷病・障害や退職についても，多少なりとも労働が関係していること

b　社会保険の存在は，職場復帰を早める（医療保険），解雇を容易にする（失業保険），高齢者を退職させて若年労働者を雇うことを可能にする（年金保険），労使関係を安定させる，といった利益を，事業主にもたらすこと

c　労働者の負担能力の不足を補うこと

ａのうち健康保険に関わるものはその後段であるが，これは原因者負担説を述べており，ｂは受益者負担説を述べている。ｃは事業主負担を根拠づける規範的理由にはなり得ない。負担能力の不足については公費で補うという選択もあり得るのであり，なぜ事業主が費用の負担主体とならなければならないのかという問には答えていないからである（もっとも，堀は参照文献中の当該箇所においては，あくまで社会保障の制度・政策一般について述べており，規範論を展開しているわけではない）。

このほか堀は，「事業主負担が受け入れられた理由の一つ」として，「我が国の社会保険は事業主による福利厚生として始まったという経緯」の存在を指摘する（堀（2004）p.59）。この点については，２‐２‐２(1)で熊谷の説明について述べたところがそのまま当てはまる。

(7) 江口説

江口隆裕は，特に森説をベースとした考察の結論として，次の４つを医療保険における事業主負担の根拠とする（江口（2001）p.155。なお，江口（1996）pp.109-110を参照）。

a　疾病等の発生は労働者を使用する以上事業主が通常予期すべきリスクであること（予見可能性説）

b　業務外の疾病や負傷であっても，職場の衛生環境や仕事に関連したストレス等が間接的に健康に影響を及ぼしている可能性があること（事業活動起因説）

c　事業主は，社会保険制度の存在によって労働能率ひいては生産性の向上という利益を受けていること（生産性向上説）

d　事業主は，労働者を使用することによって利益を得る以上，報償責任

的な意味で保険料を負担すべきこと

江口は，このうちａを「形式的根拠」，ｂからｄを「実質的根拠」と称するが，それぞれの意義および相互の違いについては特に説明がなされていないので，ここでは「形式的根拠」，「実質的根拠」の別を問わず，等しく考察を加えることとしたい。

まずａの予見可能性説については，２－２－３で述べたところがそのまま当てはまる。また，ｂの事業活動起因説は原因者負担説に相当し，ｃの生産性向上説は受益者負担説に相当する。そして，ｄで触れられている報償責任は，先に述べたように原因者負担の一形態ととらえるべきものであり[16)]，したがってｄは原因者負担説の一類型と考えるべきであろう。

(8) 小西説

小西國友は，「私的社会生活上の社会的事故といえども公的社会生活である労働生活と密接に関連する（たとえば，労働が過重になれば労働者の私的生活における死傷病も増加する）のであるから，事業主が，労務提供者の私的社会生活における死傷病という社会的事故を保険する健康保険法の保険料の一部を負担することも，あながち理由がないことではない」とし，原因者負担説を述べている（小西（2001）p.171）。

(9) 島崎説

島崎謙治は，社会保険料の事業主負担の「（規範的）性格」について，「直截に，人を雇用することに伴う「給与税・賃金比例税」（payroll-tax）であるといったほうが素直である」として企業課税（賃金税）説をとるとともに，受益者負担説について「労働者の健康確保による事業主負担の利益を強調すると老人保健拠出金の説明が困難である」とし，これを否定している（島崎（2006）pp.240-241）。

(10)「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書

研究者個人によるものではないが，菊池馨実および長沼建一郎が参加した「社会保障負担等の在り方に関する研究会」の報告書は，被用者保険の事業主負担について，次のように述べる（社会保障負担等の在り方に関す

る研究会（2002）2(4)）。

「・現在，被用者保険の社会保険料については，原則として労使折半となっており，健康保険組合においては平均的に事業主のほうが若干多く負担している。事業主負担の意味としては，賃金の支払いの一部，健康増進や疾病の治療による早期の職場復帰を通じての事業主の利益（医療保険の場合），高齢者の退職促進や人材確保による事業主の利益（年金の場合）などの説明がされてきている。

・社会保険料の事業主負担については，価格に転嫁され消費者が実質的に負担しているという考え方や，賃金として受け取れない分労働者が実質的に負担しているという考え方，企業が実質的に負担しているという考え方があるが，このような最終的な帰着の問題とは別に，規範的な責任の意味で誰が社会保障負担を負うべきかという問題がある。

・そのように考えると，事業主も社会保障制度の利益を有するという意味で保険料負担の責任があり，消費目的税でこれを肩代わりさせることは，事業主の責任から見て認められないことになる。」（下線筆者）

このように同報告書は，事業主負担の根拠として考えられるものとして，賃金説と受益者負担説を提示した上で，転嫁・帰着という経済学上の事象とは切り離した規範的な観点から，賃金説を消去し，受益者負担説をとっている[17)]。

2－4－2　公法（行政法，財政法）学者によるもの

(1) 柳瀬説

柳瀬良幹は，健保法における事業主負担を，行政法学にいう公用負担の一類型である「受益者負担たる負担金」（以下「受益者負担金」という。）と位置づける（柳瀬（1960）p.71,p.60,p.76）[18)]。

公用負担とは，「公益上必要な特定の事業の需要を満たし又は特定の物の効用を全うする為めに，人民に課せらるる公法上の経済的負担」（美濃部（1936）p.4）であり，受益者負担とは，「其の事業から特別の利益を

受くる者に対し，其の利益を受くる程度に応じて経費の一部を分担せしむるもの」(美濃部（1936）p.24,柳瀬（1960）p.60）である。そして受益者負担金は，金銭給付義務たる受益者負担を指す。この受益者負担は，行政法学説において次のように説明されている[19]。

a　「事業に依って特別の利益を受ける者は平等の原則上その利益を公共に返還すべきであるとする所謂利益の平均の観念に基くもの」である(柳瀬（1960）p.61)。

b　負担を課し得るのは，「国及び公共団体以外には，公共団体に準ずる性質の公団」に限られる（柳瀬（1960）p.61)。

c　特定の事業の経費に充当するために課せられる（柳瀬（1960）p.66,美濃部（1936）p.22)。

d　賦課の対象は，「その事業に依って特別の利益を受ける者である」(柳瀬（1960）p.70,美濃部（1936）p.24)。

e　負担の程度は，「原則として事業のために必要な費用の一部」に限られ，事業より受ける「特別の利益を限度とする」(柳瀬（1960）pp.73-74,美濃部（1936）p.24)。

(2) 甲斐説

財政法学者たる甲斐素直は，医療保険の事業主負担について，「事業主側からみれば人件費の一部そのものであり，その限りにおいては，俸給と何ら異なるところはない。仮に事業主負担分相当額をいったん本人に俸給として支給したのちに，保険者が本人から現行保険料の倍額を徴収するという方法を選択しても，事業主として，負担額全体としてみれば差異はない。」(甲斐（1996）p.316,日本財政法学会（2005）pp.134-135）とし，明確に賃金説を主張している。

2-4-3　小括

以上にみた立法関係者の認識，裁判例，および学説は，おおむね表のように整理することができる。

表　立法関係者の認識，裁判例，学説の一覧

○　肯定　　×　否定

	原因者負担説	受益者負担説	賃金説	連帯説	企業課税説	備　考
当局		○？				
熊谷	○	○				
清水（1923）	○	○				
清水（1929）		○				
森（1924）	○				○？	「予期すべきことであり･･･負担に任ずべきは当然」
森（1926）	○	○		○？		「欧州に於ける法制の大意」として
横浜市健保組合事件			×	○		
日本液体運輸事件			×			
吾妻				○		
西原	○（資本責任説）	○	○（低賃金補填説）			
荒木	○（資本責任説）					
高藤		○		○		
遠藤	○（資本責任説）	×	○（低賃金補填説）			資本責任説を「第一義的根拠」とする
堀	○	○				
江口	○	○				予見可能性説
小西	○					
島崎		×			○	
「研究会」		○				社会保障負担等の在り方に関する研究会
柳瀬		○（受益者負担金）				
甲斐			○			

2－5　各説の評価

2－5－1　原因者負担説

資本責任説を含む原因者負担説については，次の指摘が可能であろう。

同説の有力な論者たる荒木の「業務外の傷病も，その発生原因をみるとき，職場の作業環境，労働の内容，賃金水準等の労働条件と，決して無関係ではありえない。」（荒木（1983）p.71,下線筆者）というレトリックが示唆するように[20)]，被保険者の業務外の傷病の発生全般を事業主ないし「資本」の責任に帰することには無理がある。まして，健保法制定時の立法関係者が，原因者負担説を正当化するために用いていた「業務外」の傷病の例には，現行労災法の解釈上「業務上」とされ得るものも含まれていた可能性があることを考えればなおさらであり，さらに被扶養者の傷病――子どものけがやカゼ，虫歯など――に至ってはなお一層このことがあてはまる。健保法が対象とする業務外の傷病には，事業主ないし「資本」とは全く無関係の生活場面における傷病が多く含まれている。

また，現行労災法の解釈上，業務外とされる被保険者本人の傷病において，職場の労働環境等が発生の要因の一部をなす場合もむろん存在するが，これを根拠に原因者負担説を正当化するならば，逆に，業務上(労働災害)とされる傷病についても，労働者側の健康上の素因や基礎疾患，年齢，さらには労働者自身の行為や不摂生などが傷病の要因の一部をなす場合があることを理由に，労働者負担を導入すべきこととなろう[21)]。この立場のように，事業主側，労働者側双方の要因の競合をネグレクトしないとの立場をとるのであれば，かつての健保法のように，業務上外という絶対的な区別を放棄し，傷病全体の発生要因の分析に基づく費用負担関係を設定すべきであろう。さもなくば，業務上，業務外を区別するという制度上の“割り切り”をする以上，費用負担もその区分に論理的に対応したものとすべきであり，業務外の傷病について原因者負担としての事業主負担を混入させるべきではないと考えられる。

2－5－2　受益者負担説

(1) 受益者負担説の評価

健康保険制度は，傷病からの速やかな回復を通じて，被保険者の労働能率を高める効果を有するとともに，被扶養家族の速やかな回復を通じて，被保険者の職務専念を助け，その労働能率を高める効果も有している。さらには，事業主による福利厚生の負担軽減をもたらすという機能も果たしている。健康保険制度がもつこれらの機能にかんがみれば，健保法制定過程において当局がくり返し強調した通り，事業主が健康保険制度から生じる外部的な便益を享受していることは明らかである。

そして，事業主がかかる便益を享受する以上，制度の運営に要する費用の負担を被保険者のみ，あるいは被保険者と政府のみに求めることは著しく衡平に反することとなる。このように外部的な便益が生じる制度へのフリーライドを防いで「利益の平均」（柳瀬）を図るものとして，受益者負担説は健康保険料事業主負担の規範的根拠たるに十分な説得力を有している。

(2) 受益者負担説への批判

受益者負担を社会保障の財源として位置づける考え方に対し，遠藤は，受益者負担の本来の意味は土地に関する開発利益への課徴，すなわち開発によって発生した特殊利益につき，その利益を労せずして得た者に負担を負わせるという，きわめて限定されたものであり，「社会保障法への適用の余地は，元々ない」と述べている（遠藤（1991）p.206)。

この遠藤の主張については，受益者負担の対象が何ゆえに土地に関する開発利益に限定されなければならないのか，についての説明を欠いているとの指摘が可能であろう[22)]。一定の事業から生じる「開発利益」，労せずして得られる「特殊利益」の吸収による衡平の回復の必要性は，物理的な施設と無形の施設（制度）の別を問わず共通に生ずるものである。かかる利益の存在が歴史的に先行して強く意識されたのが，物理的な施設の整備であったにすぎないのであり，健康保険制度から生ずる外部的便益も，土

地の開発利益と同じく受益者負担として吸収すべきものである。

また，先にみた通り，島崎は受益者負担説について，「労働者の健康確保による事業主負担の利益を強調すると老人保健拠出金の説明が困難である」とする（２－４－１(9)参照)。しかし，健康保険料事業主負担は，老人保健法制定のはるか半世紀前から，健保法に基づく保険給付の主要な財源であったのであり，老健法の制定によって健康保険料事業主負担の性格が一変したとするのであれば格別，そうでなければ少なくとも自制度の保険給付財源として用いられる限りにおいて，老人保健拠出金の存在を理由に受益者負担的性格を否定すべきではない。老人保健拠出金の存在をもって，健康保険料事業主負担の性格を判断するのではなく，１－１で述べた通り，まず健康保険料事業主負担の性格を定めた上で，老人保健拠出金の性格について論じるのが，“ものの順序”として正当であろう。

ところで，この受益者負担たる健康保険料事業主負担の法的性格は，さらに具体的にどのような内容を有するものであろうか。この点については，公用負担の一種たる受益者負担金とした柳瀬を除き，詳細な検討はなされていない。同じく受益者負担といっても，柳瀬説にいう受益者負担金のほか，受益者負担金的性格を有する目的税（受益者負担金的目的税)[23]と位置づけ得る可能性もあろう。以下，その性格についてより具体的に検討を加えたい。

(3) 公用負担たる受益者負担金か

行政法学における受益者負担の概念については，２－４－２(1)に述べたところであるが，そこで示したａからｅまでの５つのメルクマールのうち，ａからｄは健康保険料事業主負担に妥当するものの，ｅの後段，すなわち「負担の程度は，事業より受ける特別の利益を限度とする」との要請を健康保険料事業主負担が常に満たしているか，大いに疑問が残る。なぜなら，健康保険料事業主負担の具体的な水準は，個々の事業主が健康保険制度から受ける便益を厳密に測定して設定されるのではなく，①給付費を基礎として算定される保険料率，②賃金という外形的な指標，および③50％（折

半）という単純な負担割合によって設定されているにすぎないからである。事業主が享受する便益の測定について，より厳密な手法を用いるのであれば格別，現行のようにいわば「大胆なみなし」を行っている点において，健康保険料事業主負担は公用負担の一種たる受益者負担金とはいえず，したがって柳瀬説は妥当ではない。

(4) 受益者負担金的目的税か

それでは，健康保険料事業主負担は，受益者負担金的目的税と解すべきであろうか。この考察は，まず租税概念の確認から始めなければならない。

最高裁判例および憲法，租税法学説上の通説は，「租税」についてほぼ同様の定義をなしており，そのメルクマールとして次の５つをあげることができる[24) 25)]。

a　国または地方公共団体が課税権に基づいて一方的・権力的に課すものであること

b　特別の給付に対する反対給付ではないこと

c　資金調達を目的とすること

d　一定の要件に該当するすべての者に一般的標準により課すものであること

e　金銭給付であること

このメルクマールに即していえば，国・地方公共団体の財産収入や事業収入は，メルクマールａにおいて，使用料・手数料はｂにおいて，罰金はｃにおいて，公用負担の一種たる受益者負担金はｄにおいて，租税と区別されることとなる（金子（2006）pp.9-10)。

しかしながら，1919年のライヒ公課法に由来するこの租税概念は，特にメルクマールｄに関し，わが国に現存する「税」を全て包括するものとはなっておらず，この租税概念と，公用負担の一種たる受益者負担金の概念のいずれによっても包摂されない重要な「税」がいくつか存在する。すなわち，税収の使途を特定する目的税ないし特定財源の中でも，揮発油税や地方道路税などは，自動車による通行という特定の方法で道路利用という

便益を享受する者から道路整備財源を徴収するという点で，公用負担の一種たる受益者負担金に類似しており，伝統的な租税概念にはそぐわないものとなっている（以下，揮発油税や地方道路税を含む租税概念を「拡張された（新たな）租税概念」という）。他方，これらは受益の程度を個々人ごとに測定しないという点で，公用負担の一種たる受益者負担金にも該当しない（金子（2006）pp. 16-18）[26) 27) 28)]。

それでは健康保険料事業主負担は，この拡張された新たな租税概念に包摂されるものであろうか。実は，健康保険料事業主負担は，もう一つのメルクマールにおいて，揮発油税等と性格を異にしている。すなわち，メルクマールａにおいて，租税は「国または地方公共団体」という統治団体が課税権の発動として賦課するものとされ，揮発油税や地方道路税がこれに該当するのに対し，健康保険料事業主負担は，政府管掌健康保険においては政府（国）が賦課するものの，組合管掌健康保険においては健康保険組合が賦課するものとなっている。したがって，まず少なくとも組合管掌健康保険における健康保険料事業主負担については，公用負担の一種たる受益者負担金に該当せず，とはいえ，拡張された租税概念にも包摂されない「非典型の受益者負担」であるというほかないこととなる[29)]。

それでは，政府（国）が賦課する政府管掌健康保険の健康保険料事業主負担は，揮発油税等と同様に，拡張された意味での租税ととらえるべきであろうか。思うに，同じ健康保険料事業主負担でありながら，政府（国）が賦課するものは租税に該当し，健康保険組合が賦課するものは租税に該当しないという区分は，事業主負担の実質的性格を無視した形式論であるといえよう。むしろ，健康保険制度から生じる外部的な便益を吸収することにより衡平を図るという本質において，両者は性格を全く同じにしている。政府管掌健康保険の健康保険料事業主負担は，伝統的租税概念と拡張された租税概念の双方が前提とするような統治団体としての資金調達行為ではない。政府（国）が健康保険料事業主負担を賦課する権限は，統治団体が本来的に有する課税権ではなく，立法政策によって保険者一般に付与

された権限であり，当該付与の客体が，（中小零細企業の事業主や従業員にとって健康保険組合を設立することが困難であるといった事情により）たまさか政府（国）とされたにすぎないと考えるべきであろう。このように健康保険料事業主負担を形式的な賦課主体の別に捕われることなく，その性質にしたがって一元的にとらえるべきであり，政府管掌健康保険の健康保険料事業主負担についても，やはり組合管掌健康保険と同様，「非典型の受益者負担」と解するべきであろう。

2－5－3賃金説

(1) 100％転嫁という前提の誤謬

賃金説を主張する甲斐は，先に引用したように「仮に事業主負担分相当額をいったん本人に俸給として支給したのちに，保険者が本人から現行保険料の倍額を徴収するという方法を選択しても，事業主として，負担額全体としてみれば差異はない」とする（2－4－2 (2)参照）。これは，現行の事業主負担の全額が賃金の抑制という形で被保険者に転嫁されており，事業主負担を廃止すればその全額が被保険者の賃金の引上げに回されるということを前提としている。そして甲斐の主張は，この「事業主負担は，100％被保険者に転嫁されている」という前提に致命的な弱点を抱えている[30)]。すなわち，健康保険料事業主負担の転嫁は賃金の引下げ以外にも，生産物価格の引上げ（前転），賃金以外の生産要素の価格の引下げ（後転），生産の合理化（消転），さらには償却（資本還元）など，市場構造や市場行動によって多方向に生じ得るものであり，事業主負担が100％残りなく被保険者に転嫁されているとの前提は，非現実的である。

甲斐説に類似する主張を行う経済学者として，たとえば太田聰一は，賃金や社会保険料の変化が，他の生産要素の価格や生産物価格に全く影響を及ぼさないという強引な前提の下に，事業主負担が実際には労働者の負担に帰している，とする（太田（2004））。しかし，労務費などの平均可変費用を含む平均生産費に一定比率を乗じて生産物価格を設定する mark-up

pricingが行われる場合，太田の所論は全く妥当しない[31] [32]。

また，地主重美は「労働者は消費者であるから前転分は最終的に労働者に帰着し，また後転分も労働者に帰着するため，労使の保険料は負担割合のいかんにかかわらず結局労働者の負担になる」（地主（1994）p.32）とする。しかし，生産物価格の引上げによる前転は，労働者以外の消費者（自営業者，個人事業主など）にも及ぶものであり，全てが労働者に及ぶものではない。さらに，輸出品の場合には，海外の消費者に転嫁されることとなる。また後転は，賃金に限らず原材料や地代など他の生産要素へも多分に及び得るものであり，すべてが労働者に及ぶものではない。

太田らとは反対に，橘木俊詔は，「日本における実証研究の数は少ないので，確実なことはいえないが，労働者の負担割合はそう高くなく，企業が実質的に負担していたとみなせる」とし（橘木（2005）p.100），駒村康平も，労働供給が逼迫し賃金競争が激しくなった労働市場に直面する企業にとって，労働者への転嫁は困難であり，また国際競争が激化するなかで，消費者への転嫁も困難なことから，「企業は社会保険料負担･･･を利益のなかから捻出するしかなくなる」とする（駒村（1997）p.54）。また，大野吉輝も，賃金が下方非伸縮性を有する場合の後転の制約の可能性，インフレ局面や企業が独占力を行使する管理価格の下での前転の可能性，利潤の減少という形での事業主への帰着の可能性について指摘している（大野（2005）pp.22-23。なお，大野（1991）p.124参照）。

いずれにしても，内外のさまざまな実証研究はそれぞれに多様な結論を示唆し[33]，それらを前提に経済学者の主張も区々であって，事業主負担の転嫁に関する確たる定説はない。これらの事実を考慮すれば，「事業主負担は100％被保険者に転嫁される」という甲斐説の前提はフィクションにすぎない可能性がきわめて高い。

(2) 経済学上の事実と法的評価の混同

さらにいえば，賃金説は，事業主負担の性格に関する規範的な考究の産物というよりも，単に経済学上の事実（といっても，それが正確な事実で

ない可能性が高いことは上述の通りである）をそのまま述べているにすぎない。しかし，転嫁という現象が生じるにせよ，生じないにせよ，一旦事業主の段階で経済的な負担を法的に義務づけることを規範の視点からどう評価するかは，次元を別にする問題である[34) 35)]。そして法が規範の視点から，事業主負担を，被保険者負担とは性格の異なるものと評価していることは，具体的な立法内容からうかがい知ることができる。

第一に，健保法は，「被保険者及び被保険者を使用する事業主は，それぞれ保険料額の二分の一を負担する」。（161条１項），「事業主は，その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う」（同２項）と規定し，保険料の負担が，被保険者と事業主のそれぞれに別個に帰するものであることを大前提としている。それゆえ，たとえば所得税法においても事業主負担は賃金とはみなされず，したがって社会保険料控除の対象ともならない（所得税法74条２項）[36)]。

第二に，組合管掌健康保険において，事業主負担の負担割合を50％以上に引き上げることはできるが，逆に被保険者負担を50％以上に引き上げることはできない（162条）。また，被保険者の負担すべき一般保険料額が一定の額を超える場合においては，その超える部分は，事業主の負担とされている（163条）。これらの規定も，事業主負担と被保険者負担の性格が異なることを前提としている[37)]。

第三に，健康保険組合の組合会および理事会は，事業主側が被保険者側と同等の発言権をもつよう構成されている（18条，21条）。これは事業主側が保険料の50％（以上）を拠出していることによるものであり，事業主が，賃金とは別個の，発言権を基礎づける拠出をなしていることを前提としている。

これらの規定は，健保法が健康保険料事業主負担の全部または一部が被保険者に転嫁されるとしてもなお，被保険者負担とは異なる性格を持つものとして（すなわち，保険事故の発生による損失を相互に分担するための費用ではなく，原因者負担説，受益者負担説など，何らかの異なる根拠に

より正当化されるべき負担として）これを位置づけていることを示しており，日本液体運輸事件の東京高裁判決が，事業主負担と被保険者負担とに異なる法的評価を与えているのは妥当といえよう（２－３－２参照)。

このように，法が規範的視点から健康保険料事業主負担と被保険者負担（賃金）の性格を区別していることを確認した上で，さらにその健康保険料事業主負担の一部が被保険者に転嫁されていることをどう考えるべきかという問題が，もちろん残されることとなる。この問題は，まさに本稿の主題として，３節で検討することとなる。

(3) 低賃金補填説

賃金説全般について上記のような指摘が可能であるが，さらに低賃金補填説については，次の指摘を加えることができる。すなわち，低賃金補填説は，現行労働法制の下で名目上の賃金が労務の提供に対して十分に支払われていないとの規範的非難を前提とし，それを補填する法的義務として事業主負担を課す，というものである。しかし，仮に名目上の賃金が不十分と法が認めるのであれば，それは賃金法制を始めとする労働法制により是正すべきものであり，健康保険料事業主負担により代替させるのは全く筋を違えている。この点において，低賃金補填説は全く失当というほかないであろう。

２－５－４　連帯説

連帯説の一方の主張者たる吾妻は，健保法における事業主負担について「ここにも，社会保険の相互扶助的性格を窺うことができる。」と述べるに止まっている（２－４－１(1)参照)。はたして相互扶助をもたらすいかなる法的関係が事業主と被保険者の間に存在するのか，また，両者間にどのような「相互」扶助（特に被保険者の事業主に対する扶助）が行われるのか，説明を欠いており，説得力に欠けるといわざるを得ない。

もう一方の主張者たる高藤は，事業主と被保険者の間の関係を「使用者の労働者への援助関係」（高藤（1994）p.204）という一方向の関係とし

ており，吾妻説よりも理解しやすいが，「「人間愛」を基礎とする」（高藤（1994）p.49）社会連帯関係が，事業主，とりわけあくまで法技術上の人格（法人格）しか有しない法人事業主と被保険者の間に存在しえるのかについて説明が欠けており，かつその説明はきわめて難しいものと思われる。

2－5－5　企業課税（賃金税）説

企業課税（賃金税）説は，健康保険料事業主負担が租税に該当することを前提とするものである。しかしながら，2－5－2(4)で検討した通り，健康保険料事業主負担は，伝統的租税概念と拡張された租税概念の双方が前提とするような統治団体としての資金調達行為ではないことから，租税には包摂されず，したがって企業課税（賃金税）に該当しないというほかない。

2－6　結論

以上の検討の結論として，健康保険料事業主負担は，健康保険制度から生じる外部的な便益を事業主から吸収する受益者負担であり，より具体的には，「公用負担の一種たる受益者負担金」および「受益者負担金的目的税」のいずれにも該当しない，「非典型の受益者負担」である，と解するのが正当である[38]。

3．転嫁の規範的評価

それでは，健康保険料事業主負担の法的性格を受益者負担と解することの帰結として，その転嫁はどのように評価されるべきであろうか。この問題を考察するに当たっては，健康保険制度から生じる外部的な便益もまた，転嫁・帰着[39]していくことに留意する必要がある。すなわち，①利潤とい

う形で事業主へ，②生産要素の価格の上昇という形で，被用者や原材料の供給者へ，③製品価格の下落という形で消費者へ，という３方向に，便益の転嫁・帰着が生じている。そして，どの主体にどの程度転嫁・帰着するかは，負担の転嫁・帰着と同様，市場の実勢によることとなる。とするならば，（健保法により設定された健康保険料事業主負担のレベルが，実際に生じている外部的な便益に一致しているという仮定の下で），健康保険制度による受益と，それに対応する負担が，事業主を起点として，同一の市場の実勢の下で相伴いつつ，多方向に転嫁していくことは，実質的な受益者に，実質的な負担を及ぼしていくことを意味する。これは憂うべき問題というよりも，むしろあるべき姿である。これまで，健康保険制度の外部的便益を享受する経済主体として，もっぱら事業主を想定してきたが，このように「便益の転嫁・帰着」を考えた場合，便益は市場の実勢に規定されつつ各種の経済主体に帰着し，これらの者が真の受益者となる。それゆえ，便益発生の起点たる事業主に一次的な負担を課し，同一の市場実勢の下で便益と負担を相伴って転嫁させていく手法は，結果的には（すなわち，立法者にはそのような意図はなかったにせよ，立法者意思を超えて結果的には）最終的な受益者から外部的便益を吸収して公正をはかるために最も合理的なものであった，と評価することができよう。

ただし，この合理性は，いま触れたように「健保法により設定された健康保険料事業主負担のレベルが，実際に生じている外部的な便益に一致している」という仮定を前提として成立するものである。仮に，実際の便益が健康保険料事業主負担を上回っている場合には，いわば“差益”が各種の経済主体に転嫁・帰着しており，逆に，健康保険料事業主負担が実際の便益を上回っている場合には，同じく“差損”が各種の経済主体に転嫁・帰着していることとなる。これは，健康保険制度から発生する外部的便益の正確な把握が困難なことから，保険料の半額を受益の程度とみなし，租税法律主義に準ずる法原理の下に置いて不当な賦課を防ぐ（due process によって公正を担保する）という方式を採用したことに伴う，やむを得ざ

る現象といえよう。仮に将来，事業主が享受する便益を測定する何らかの科学的な方法が開発されるとするならば，その暁にはこのような“差益”，“差損”の問題は解消することができよう。その際には，健康保険料事業主負担は，行政法学にいう純然たる受益者負担金として位置づけることが可能となろう。

注

1）転嫁に関する規範的評価を詳細に述べる数少ない例として，次注を参照。

2）遠藤昇三は，事業主負担の法的性格をこのようにとらえ，「労働者への負担転嫁を，賃上げ闘争，最賃制の獲得・引上げを通じて，消費者への転嫁を，独占価格体系の解体，物価値上げ阻止闘争を通じて，また中小とりわけ零細資本への転嫁を，それらに対する下請単価の保障，支配・収奪をはね返す運動により」，また「資本とりわけ独占資本の･･･利潤の極大化・利潤かくし･･･の運動や資本蓄積を，総体として制御する民主的統制」の達成，独占資本による中小零細資本の支配・収奪の抑制，独占資本や国家の負担強化などにより克服すべきとする（遠藤（1991）p. 194。なお，pp. 187-188を参照）。

3）なお，以下に参照する裁判例や学説の中には，残念ながら，考察対象を厳密に確定しないままに“事業主負担”の根拠や法的性格を論じているものが少なくないが，実質的には本稿の定義による「健康保険料事業主負担」または，厚生年金保険や雇用保険においてこれに相当する事業主負担を念頭に置いた検討や論述がなされており，「健康保険料事業主負担」に関する考察を進めるに当たっての特段の支障はないものと思われる。

4）次注参照。

5）「受益者負担金ないし原因者負担金的租税」の概念につき，金子（2006）pp. 16-18参照。

6）労働保険調査会は，健康保険法案要綱その他労働保険に関する事項の調査審議のため，農商務大臣の諮問機関として1921年に設置されたものであり，健康保険法案要綱のほか，同政令案要綱，船員保険法案要綱などに関する審議および答申を行っている。厚生省保険局編（1958）p. 1208参照。

7）実務家として健保法の解説を多く著した清水は，しばしば「当時の立法担当者」として紹介されることがある（たとえば，岩村（2006）p. 10)。しかし，清水は1921年１月から1922年２月までの一年余り，海外の社会保険事情の調査

のために外遊しており，政友会対憲政会の政争の中で1921年から1922年年頭にかけて突貫工事的に行われた法案要綱および法案の起草に，直接には参画していない。彼自身は，「帰朝後その話を聞かされた」とし，また健保法の出来ばえについて「健康保険法は言わば一夜漬けであった･･･しかし法律の内容は整然として･･･この事は当局が如何に短時間に刻苦研鑽したかを物語るものであり，大いなる敬意を払うものである」と述べている。

とはいえ，彼は早くから農商務省商工局（または工務局）において社会保険に関する調査研究を開始し，帰朝後は内務省社会局において健保法施行に中心的な役割を果たした人物であり，彼の著述が立法者意思を推察するための第一級の資料であることにかわりはない。清水の経歴および業績については，清水玄氏追悼録刊行会（1975）pp.362-381参照。

８）執筆の経緯については，清水玄氏追悼録刊行会（1975）pp.365-366参照。なお，そこで「地方行政叢書発行につきその第一巻に健康保険法の解説を」とあるが，実際には第四巻として発行されている。

９）森の経歴および業績については，森荘三郎先生遺影誌刊行会（1968）参照。本文に述べるところから察せられるように，森の説明は必ずしも規範論として整ったものではないことに注意を要する。

10）報償責任は，本質的には利益の吸収を目的とするものではなく，「利益をあげる過程で他人に損害を与えた者はその利益の中から賠償するのが公平である」（吉村（2005）p.13,下線筆者。なお幾代（1977）p.7）という，無過失の行為者の賠償責任を正当化する根拠（またはレトリック）であり，原因者（行為者）負担の一形態ととらえるべきものである。

11）なお森は，これらの根拠を一応あげつつも，最終的には事業主負担の根拠に関する規範的説明を放棄している。すなわち，「殊に注意すべきは保険料の転嫁の問題である。財政学者が租税の終局の負担に基いて，間接税直接税の分類をなさんと欲して遂に之を為し得ざると同じく，保険料にも全く同一の事情がある。例へば健康保険の保険料に就て事業主の負担する部分が，或は事業主の負担として留まるか，或は賃金に作用して労働者に転嫁されるか，或は生産費に加はつて消費者に転嫁されるか，或は能率増進のために相殺されて何人の負担にも帰しないか。此等の事情は実に複雑を極むる幾多の社会事情によつて，其の時々の模様によつて変化を見るのである。従つて前述の如き保険事故に対する責任論も，単に形式論たるに止まつて，実際には何等の内容をも有しないことになつて了ふものである。」としている（森（1924）pp.190-191)。

事業主負担の転嫁をどのように評価するかは，まさしく本稿のテーマであり，３節で考察することとなるので，ここでは立法者意思を探る手掛かりとして，健保法における事業主負担の根拠について森の述べるところ（彼のいう「形式論」）を確認しておくに止めることとしたい。

12）なお同判決は，上記判示事項とは別の論点に関して，「有斐閣法律学全集「社会保障法」・吾妻光俊･･･を参考にした」と述べているが，事業主負担の法的性格についても同書に依拠し，吾妻の主張する連帯説を採用したものと推察される。2－4－1(1)参照。

13）判決文は詳細を述べていないが，健康保険組合について全く言及がないこと，厚生年金保険，雇用保険についても事業主が保険料の70％を負担していたこと，および判決が「補給」という語を用いていることから，「協定」に基づく「代替負担部分」とは，健保法162条に基づく負担割合の変更によるものではなく，労使協定による被保険者負担への補給であったと思われる。政府管掌健康保険の適用事業所における，事業主による被保険者負担の「肩代り」の「慣行」について，西原編（2002）p.170（上村政彦稿）参照。

14）本稿では便宜上「西原説」と表記したが，本文に引用したように，西原は「使用者負担の根拠」について「通常つぎの諸点が挙げられている」と述べるに止まっており，それが西原自身の見解であるのか否かは分明でない。

15）その一方で遠藤は，受益者負担説には，「社会保障法により，多大な利益を享受している」独占資本＝国家に財源負担を迫る論理としての「逆用の可能性」が存在する，とし（遠藤（1991）pp.206-207），規範論とは次元を異にする“運動論”としての有用性を強調する。しかし，事業主負担の規範的性格を考究してその転嫁の是非を論じる本稿の目的に照らすと，遠藤の運動論は，本稿の射程外となる。

16）注10参照。

17）このほか，小山進次郎は，労災法制定後も50％の事業主負担率が維持されたことについて「事業主も亦傷病の回復，労働力の保全を促進することに共通の利益を持つものであるとする考に基づくものであろう」として，受益者負担説をとる（小山編（1953）p.159。ただし，当該部分の原執筆者は北川力夫である。同書はしがき p.3参照）。小島晴洋は，「あくまで歴史的な経緯で，事業主負担というのは登場して来たもの」とし，規範的な説明を回避する（日本財政法学会（2005）p.133）。また，厚生労働省保険局および社会保険庁に所属する匿名の行政官のグループにより執筆された『健康保険法の解釈と運用』は，事業主負担の根拠として，原因者負担説と受益者負担説をあげている（厚生労働省保険局保険課等（2003）pp.1122-1123）。岩村正彦は，清水や熊谷による説明を要領よく要約している（岩村（2006）p.11）。

18）このように，行政法学の領域において事業主負担が公用負担の一種と位置づけられていたことは，これまで社会保障法の研究者の目には留まらなかったようである。これは長年社会保障法の把握が，労働法学説のきわめて強い影響下になされてきたことの一つの表徴であるように思われる。

19）公用負担，およびその一類型たる受益者負担の概念につき，柳瀬（1960）1

章および２章１節，２節１款，美濃部（1936）１章および２章１節，２節を参照。

20）原因者負担説の説明においては，荒木に限らず，「多少なりとも労働が関係している」（堀（2004）p.59），「あながち理由がないことではない」（小西（2001）p.171）といった控え目な表現が，しばしば認められる。

21）森が，業務外の傷病に関する事業主の（原因者としての）責任を述べるに際し，業務上の傷病についても「労働者自身も多少の責任を負ふて然るべしと認められる場合が無いでもない」と述べたことを想起せよ。２－２－３参照。

22）遠藤が依拠する和田論文は，地方自治法，新旧の都市計画法等の規定を紹介した上で，「これら『受益者負担』の規定に，共通していえることは･･･土地に対する投資と関連していること･･･である」とする（和田（1972）p.154）。しかし，和田が紹介する地方自治法224条の規定は，受益者負担金（分担金）を徴収し得る事業について「数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件」と規定するのみで，特にその事業の性格について制限を加えていない。なお，和田は，昭和40年代以降に見られるとする「財政合理化と効率化」という政策動向の中で受益者負担概念が無原則に拡大していくことを懸念している（和田 pp.150-153,165-171）。しかし，健康保険料事業主負担を受益者負担とみる見解は，２－２－２でみたように，既に大正時代の立法関係者がとっていたものであって，和田が主張する政策動向とは全く無縁のものである。和田や，和田論文に依拠する遠藤の懸念は，（少なくとも健康保険料事業主負担に関する限りは）受益者負担概念の不合理な限定ではなく，別の方法により解消されるべきものである。

23）注５参照。

24）大島訴訟上告審判決（最大判昭60年３月27日民集39巻２号247頁）は，「租税は，国家が，その課税権に基づき，特別の給付に対する反対給付としてでなく，その経費に充てるための資金を調達する目的をもって，一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である」とする。租税概念に関する憲法学説および租税法学説を通覧するものとして，甲斐（1996）pp.252-253。

25）ただし，個々の公課等の租税該当性の判断において，憲法学説はこの定義から「注目すべき跛行を示す」（甲斐（1996）pp.230-234）。憲法学における租税概念の「拡大解釈ムード」を批判的に指摘する代表的な論考として，小嶋（1988）pp.343-347。

26）税制調査会基本問題小委員会（1971）は，「受益者ないし原因者の範囲がかなり広範にわたり，しかも受益等の程度が厳格に評価しがたい場合がある。特定の公共サービスが特定の集団の受益等に関連しているということに着目すれば，このような場合にも何らかの形で負担を求めるのが適当とされる場合があろう。受益者負担金ないし原因者負担金的租税は，このような考え方に基づき，

受益等の程度を財産・消費等の外形的標準により近似的に評価して，これによって個々の者に負担を配分しようという場合に･･･みとめられる場合があると思われる。」とする（下線筆者）。

27）このほか，水利地益税や共同施設税は，特定事業の経費に充てるため，受益者から受益の限度で徴収されるという点で，実質は公用負担の一種たる受益者負担金にほかならないとされる（金子（2006）p.16）。

28）伝統的概念による租税と公用負担の一種たる受益者負担金の中間領域に拡張された租税概念を，具体的にどう定義するかは，筆者の知見と能力を超える課題であり，憲法学や租税法学における考究を待つほかない。この租税概念の再検討，ないし租税と公用負担の一種たる受益者負担金の概念整理というテーマは，長らく関係者によってその必要性が指摘されてきたにもかかわらず実質的な取り組みがなされてこなかった基本的な課題である。検討の必要性を指摘ないし示唆するものとして，北野（1992）p.157,福家（2001）第３章第２節，第３節，地方税における法定外目的税の活用方策に関する調査研究委員会（2002）pp.5-6,安宅（2002），沼尾（2002）pp.117-120。また，憲法上の租税概念に関する学説がライヒ公課法の定義を無批判に継受してきたことを批判し，その再構成に取り組む意欲的な論考として，甲斐（1996）第２部第１章。

29）環境法（公害法）の分野では，すでに1976年に，公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者負担を，「従来の原因者負担の概念を大幅に拡大」させた「公法上の特別負担」であるとする見解が，高橋達直により示されている。ただし，高橋は，当該事業者負担の租税該当性については考察を加えていない。高橋（1976）pp.2-3。

30）以下の叙述においては，経済学者が多く登場する。甲斐は，自説の前提となる経済学上の事実関係について，特に言及していない。

31）古典的な文献であるが，価格設定行動に関するKalecki的アプローチについて，Kalecki（1971）ch.5参照。

32）太田論文とは対照的に，モデルの前提に誠実に言及しつつ，合衆国のpayroll taxの転嫁について説明する例として，Due and Friedlander（1981）pp.304-306参照。Dueらは，Harbergerモデルのもつ限界について誠実に説明する。

33）海外における実証分析を中心に既存研究のサーベイを行った酒井正は，「賃金低下や雇用量減少といった形での労働者への帰着の程度は，国や制度によって相当異なっていることが確認された」とし，結果がばらつく大きな要因として，各国の労働市場の柔軟性の違いと，各制度の便益に対する労働者の評価の違いをあげるとともに，景気循環や業種の違いといった要素の影響があり得ることも示唆している（酒井（2006）p.116）。

34）水島密之亮は，「法との関係に於て考察せらるる事実が多く同時に政治的，社会的，心理的性質を有することを考ふるならば，単に経済的関係をのみ顧み

ることが不正確であるばかりでなく，規範を対象とする法律学の思考形式にも適当しない。況や経済学的観察によりて得られた概念がそのまま法律学の領域にも妥当すると考ふることは大いなる誤謬である。」とする（水島（1928）p. 128)。西原も「どのような転嫁の可能性があるにせよ，拠出責任の所在は法律家にとつては決してどうでもよい問題ではない。誰が拠出者として法定されるか自体が，費用の最終負担を決定する重要な素因の一つであり･･･とくに短期間について大きな意味を持っている･･･また，費用徴集の難易については拠出者によって大きな差があり，制度の管理運営をめぐる発言権や給付への権利等に関して，拠出者等の社会意識・法意識に及ぼす影響も見逃せない」とする（西原（1963）pp. 332-333)。さらに，上記「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書も，「最終的な帰着の問題とは別に，規範的な責任の意味で誰が社会保障負担を負うべきかという問題がある」とし，両者を分けて論ずべきことを指摘している（社会保障負担等の在り方に関する研究会（2002）2(4))。

35）スウェーデンの傷病手当保険について，中野妙子は「今日では被用者が負担する保険料は廃止されているが，保険料の廃止は賃上げ抑制の対価であったため，保険料の負担は賃金を通して被用者に転嫁されていると考えられる。このことを考慮すると，被用者にかかる傷病手当保険は，今日でも，労使の負担によって賄われる被用者保険であると言えよう」（中野（2004）p. 168）とするが，これは少なくとも，廃止された被用者負担保険料相当分について，名目上の使用者拠出（事業主負担）は賃金であるという，賃金説を主張していることに等しい。この中野の所論が，同書「はしがき」に表明するところの法的な観点からの詳細な検討の結論をなすとするならば，転嫁という経済学上の事実をそのまま法的な評価として受け入れている点で，致命的な誤謬を犯しているように思われる（転嫁をもって保険料負担とする中野のロジックにしたがえば，さらに使用者拠出の消費者への前転や原材料供給者への後転により，スウェーデンの傷病手当保険は労使のみならず消費者や原材料供給者等の負担によっても賄われる制度である，とするのが本来のあるべき結論ではないのだろうか？)。むろん，これはスウェーデンの傷病手当保険に関する考察であり，そこにおいて賃金説が通用する可能性があることを完全に否定はできないが，いずれにしても被用者の疾病時所得保障制度と自営業者の同制度を「一本化した場合に，使用者拠出を取り入れることは可能なのか，可能ならばどのように理由付けられうるか」という問題意識の下に著されたとされる同書が，スウェーデンの疾病保険制度における使用者拠出（事業主負担）の法的性格の解明に挑まなかったことは，非常に残念である。

36）このほか，運用に属することではあるが，標準報酬および標準賞与の算定の基礎となる報酬，賞与にも，事業主負担は算入されない。

37）現行の162条に相当する規定につき，森は「如何なる場合に於ても，反対に

労働者の負担を重くすることは違法である。･･･斯かる決議は労働者保護を目的とする本法の根本精神に違反する」とする（森（1924）p. 198）。

38）健康保険料事業主負担の法的性格をこのようにとらえることから当然に派生する重要な論点として，この「非典型の受益者負担」に対する租税法律主義（憲法84条）の適用の有無，という問題がある。本稿のテーマからは外れるが，本節での検討から導かれる重要なインプリケーションとして，この論点に関する現段階の結論を付記しておきたい。

まず，「非典型の受益者負担」たる健康保険料事業主負担には，それが憲法上の租税に該当しない以上，憲法84条の適用はないと考えるべきである。

しかし，憲法84条に規定する租税に該当しないとしても，「強制加入とされ，保険料が強制徴収され，賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するもの」（旭川市国民健康保険条例事件上告審判決（最大判平成18年３月１日民集60巻２号587頁，判時1923号11頁，判タ1205号76頁））については，財産権の制約に関する法治主義から派生した，租税法律主義に準ずる不文の法原理が存在しており，健康保険料事業主負担は当該法原理の規律を受けると解すべきであろう（国民健康保険の保険料について，同大法廷判決がいうところの「租税に類似する性質を有するものについては，憲法84条の趣旨が及ぶと」とは，本来このように表現すべきであろう）。そして，当該法原理の規律内容は，既述のように，健康保険料事業主負担が統治団体による賦課ではないこと，また負担水準の設定は保険財政の収支計算を前提としていること（倉田（1999）pp. 25-30参照）といった事情に鑑み，租税法律主義に比してやや緩やかなものとなろう。

ただし，そのように規律が比較的に緩やかであるとしても，現行の健康保険料事業主負担の賦課要件には，当該法原理に抵触する要素が存在する。それは，強制被保険者の範囲の設定方法である。いかなる範囲の被用者が強制被保険者となり，その報酬額に応じた事業主負担が発生するかは，事業主にとって具体的な負担額に直結する問題である。そして，この強制被保険者の範囲は，統治団体による賦課ではないことや，負担水準の設定が保険財政の収支計算を前提とすることといった，健康保険料事業主負担の特異性とは関わりのない要素であり，租税と同様に賦課要件法定主義および賦課要件明確主義の要請を満たす必要があるものと考えられる。

ところが，健保法は臨時に使用される者，季節的業務に使用される者等を強制被保険者としない旨，明文をもって規定しているものの（３条），短時間労働者の取扱いについては規定を置かず，法規たる性質を有しない行政規則（実務上の名称は「内翰」）により，「所定労働時間及び･･･所定労働日数が･･･通常の就労者の･･･おおむね４分の３以上」である者を強制被保険者とし，したがってこれらの者の報酬に応じた健康保険料事業主負担を発生させるという運

用が行われている。

この内翰に基づく強制被保険者の範囲の設定，ひいては健康保険料事業主負担の賦課は，法律またはその個別・具体的な委任を受けた命令ではなく，行政規則によって賦課要件を定めている点において賦課要件法定主義に反し，かつ「所定労働時間及び所定労働日数が通常の就労者のおおむね４分の３以上である者を被保険者とする」（下線筆者）という点で賦課要件明確主義にも反しており，違法と判断せざるを得ない。

さらに付言すれば，被保険者資格の取得等の届出の懈怠について罰則が規定されていること（法208条１号）を考えると，被保険者の範囲が行政規則たる内翰によって定められていること，および当該定めの内容が曖昧であることは，それぞれ罪刑法定主義（憲法31条）および，その派生原則たる明確性の原則に反しているといわざるを得ないであろう。

筆者はかつて，健保法は適用除外の対象となる短時間労働者の具体的な範囲の設定を行政裁量に委ねており，上記内翰はこの行政裁量を統一的に行使するために定立された裁量基準であって，その定立および内容に違法性は認められないと主張したことがあるが（台（2003)），自らの不明を恥じつつ，この主張を取り下げなければならない。

39）念のために注記すると，「転嫁（shift,shifting）」および「帰着（incidence）」は，負担について用いられることの多い概念であるが，便益についても用いられる。Stiglitz（2000）pp.258-261参照。

引用文献

安宅敬祐（2002）「租税における「課税目的」とは何か」財団法人自治総合センター『地方税における法定外目的税の活用方策に関する調査研究報告書』
吾妻光俊（1957）『社会保障法』有斐閣
荒木誠之（1983）『社会保障の法的構造』有斐閣
幾代通（1977）『不法行為』筑摩書房
岩村正彦（2006）「社会保障法入門　78」『自治実務セミナー』45巻６号
江口隆裕（1996）『社会保障の基本原理を考える』有斐閣
江口隆裕（2001）「社会保障の財政」日本社会保障法学会編『講座　社会保障法　第１巻　21世紀の社会保障法』法律文化社
遠藤昇三（1991）『「人間の尊厳の原理」と社会保障法』法律文化社
太田聰一（2004）「社会保険料の事業主負担は本当に「事業主負担」なのか」『日本労働研究雑誌』525号
大野吉輝（1991）『社会サービスの経済学』勁草書房
大野吉輝（2005）「年金保険料負担の企業活動への影響」『年金と経済』24巻２号

甲斐素直（1996）『財政法規と憲法原理』八千代出版
金子宏（2006）『租税法〔第11版〕』弘文堂
北野弘久（1992）『納税者基本権論の展開』三省堂
熊谷憲一（1926）『健康保険法詳解』厳松堂書店
熊谷憲一（1929）『疾病保険論』厳松堂書店
熊谷憲一（1935）『改正健康保険法精義訂正再版』厳松堂書店
倉田聡（1999）「社会保険財政の法理論　－医療保険法を素材にした一考察－」『法学研究』35巻１号
厚生省保険局編（1958）『健康保険三十年史　下巻』全国社会保険協会連合会
厚生労働省保険局保険課等編著（2003）『健康保険法の解釈と運用　第11版』法研
小嶋和司（1988）『憲法と財政制度』有斐閣
小西國友（2001）『社会保障法』有斐閣
駒村康平（1997）「企業内福祉の社会保障代行，補完機能の日本的特性　―企業内福祉としての健康保険組合と厚生年金基金の役割と規制緩和―」藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会
小山進次郎編（1953）『社会保障関係法』日本評論新社
酒井正（2006）「社会保険料の事業主負担は本当に労働者が負担しているのか？」金子能宏『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業　税制と社会保障に関する研究　平成17年度　総括・分担研究報告書』
島崎謙治（2006）「制度論からみた税制と社会保障に関する政策的課題　―社会保険料および事業主負担をめぐる問題を中心として―」金子能宏『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業　税制と社会保障に関する研究　平成17年度　総括・分担研究報告書』
清水玄（1923）『健康保険法釈義』帝国地方行政学会
清水玄（1929）「健康保険法」末弘厳太郎編『現代法学全集　第21巻』日本評論社
清水玄氏追悼録刊行会（1975）『清水玄さん』
社会保障負担等の在り方に関する研究会（2002）『「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書』
税制調査会基本問題小委員会（1971）『税制調査会基本問題小委員会報告』
台豊（2003）「被用者保険法における短時間労働者の取扱いについて　－健康保険法，厚生年金保険法および1980年厚生省内かんに関する一考察－」『季刊社会保障研究』38巻４号
高橋達直（1976）「公害防止事業費事業者負担法」山田幸男，成田頼明編『公害行政法講座３　公害防止のための事業法』ぎょうせい
高藤昭（1994）『社会保障法の基本原理と構造』法政大学出版局

高藤昭（2001）『社会保障法制概論　少子・高齢・国際化時代を視座に－　（第２版）』竜星出版
橘木俊詔（2005）『企業福祉の終焉　格差の時代にどう対応すべきか』中央公論新社
地主重美（1994）「社会保障の財源政策」社会保障研究所編『社会保障の財源政策』東京大学出版会
地方税における法定外目的税の活用方策に関する調査研究委員会（2002）「地方税における法定外目的税の活用方策について」財団法人自治総合センター『地方税における法定外目的税の活用方策に関する調査研究報告書』
中野妙子（2004）『疾病時所得保障制度の理念と構造』有斐閣
西原道雄（1963）「社会保険における拠出」契約法大系刊行委員会編『契約法大系Ⅴ（特殊の契約１）』有斐閣
西原道雄編（2002）『社会保障法〔第５版〕』有斐閣
日本財政法学会（2005）『社会保険の財政法的検討＜財政法叢書21＞』竜星出版
沼尾波子（2002）「法定外目的税の活用をめぐる問題点」財団法人自治総合センター『地方税における法定外目的税の活用方策に関する調査研究報告書』
福家俊朗（2001）『現代財政の公共性と法　－財政と行政の相互規定性の法的位相－』信山社
堀勝洋（2004）『社会保障法総論　第２版』東京大学出版会
水島密之亮（1928）「独逸社会保険の概念及び本質（三）」『法学論叢』19巻３号
美濃部達吉（1936）『公用負擔法』日本評論社
森荘三郎（1924）『健康保険法解説　訂正増補再版』有斐閣
森荘三郎（1926）「労働保険」長谷川良信編『社会政策大系　第三巻』大東出版社
森荘三郎先生遺影誌刊行会（1968）『森荘三郎教授遺影誌』
柳瀬良幹（1960）『公用負担法』有斐閣
吉村良一（2005）『不法行為法〔第３版〕』有斐閣
和田八束（1972）「受益者負担」林栄夫・柴田徳衛・高橋誠・宮本憲一編『現代財政学体系２　現代日本の財政』有斐閣
Due,J.F. and A.F.Friedlaender（1981）*Government Finance : Economics of the public sector* 7th ed,Richard D.Irwin,Inc.
Kalecki,M.（1971）*Selected Essays on the Dynamics of the Capitalist Economy 1933−1970*, Cambridge University Press
Stiglitz,J.E.（2000）*Economics of the public sector* 3rd ed.,W.W. Norton & Company

＊　脱稿後、季刊社会保障研究42巻３号掲載の諸論文、および島崎謙治「社会保険における事業主負担の規範的性格と転嫁・帰着に関する考察　―健康保険の事業主負担を中心に―」(2007年４月公表予定) に接した。後者は、島崎 (2006) をベースにしつつ大幅な加筆修正が施されたものであり、今後島崎説の理解に当たっては、こちらに依拠すべきである。